

審査請求の流れ

保険(年金)給付・資格
等に関する不服

厚生年金保険料徴収
等に関する不服

被保険者・受給者

事業主・被保険者

原処分に不服がある場合
(3か月以内)

原処分に不服がある場合
(3か月以内)

地方厚生(支)局
社会保険審査官

更に不服がある場合
(2か月以内)

社会保険審査会(厚生労働本省)

(受付後の流れ)

要件 審 理

受 理

却 下

容 認

審 理

棄 却

※審査請求の期間
決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にならなければなりません。